

2015年4月16日

会員様各位

一般社団法人 日本産業・医療ガス協会
技術・保安部会

溶解アセチレン技術 WG
水素技術 WG
特殊ガス技術 WG
炭酸ガス技術 WG
ヘリウム技術 WG
化学品安全 WG

JIS Z 7253 規格対応の SDS およびラベルについて

1. 背景と目的

化学品の危険有害性を世界的に統一されたルールに従って分類・表示する“化学品の分類および表示に関する世界調和システム (Globally Harmonized System of Classification and Labelling of Chemicals : GHS)の取り組みが国連の専門家委員会 UNCETDG/GHS を中心に進められています。わが国においても、GHS 関係省庁連絡会議の発足 (2001年)、GHS 国連勧告の翻訳発行、労働安全衛生法へのGHS 導入 (2006年12月施行)、GHS 関連 JIS の制定と進んでおります。

2012年、日本のGHSに基づく情報伝達方法をより明確化し、化学品の危険有害性の情報伝達に関わる国内法令の共通プラットフォームとすることを目的に、SDS (Safety Data Sheet) (旧MSDS)を規定したJIS Z 7250と表示 (ラベル)を規定していたJIS Z 7251を統合し、更に2011年に制定された国連GHS文書改訂4版にも対応させるため、JIS Z 7253が制定されました。SDSおよびラベルは、JIS Z 7253に従い、モデル版として作成いたしましたのでご活用ください。

尚、実際のSDSおよびラベルは、各製造者により自社製品に適した内容で作成することとなりますのでご注意願います。また、混合ガスにおいて混合比により記載内容が変わるところについてはSDS本文中の“(解説参照)”と記載し、“解説文”をつけています。製品のSDSとして作成する際は、“(解説参照)”および“解説文”を削除してご活用ください。

注) 暫定措置として、SDSについては、JIS Z 7250:2005は2015年12月31日まで、JIS Z 7250:2010は2016年12月31日まで、ラベルについては、JIS Z 7251:2006は2015年12月31日まで、JIS Z 7251:2010は、2016年12月31日までは当該JISに従って作成してもよいとされています。

SDSの基本構成(大項目と記載順が決められています)

次の16項目についてこの順に記載することとなります。

1. 化学品及び会社情報
2. 危険有害性の要約
3. 組成及び成分情報
4. 応急措置

5. 火災時の措置
6. 漏出時の措置
7. 取扱い及び保管上の注意
8. ばく露防止及び保護措置
9. 物理的及び化学的性質
10. 安定性及び反応性
11. 有害性情報
12. 環境影響情報
13. 廃棄上の注意
14. 輸送上の注意
15. 適用法令
16. その他の情報

JISラベルに記載する必要がある事項

項目	具体的意味
危険有害性を示す絵表示	一つの頂点、で正立させた正方形の背景の上に黒いシンボルを置き、はっきり見えるように十分に幅の広い赤い枠で囲んだもの。
注意喚起語	危険有害性の重大性の相対的レベルを示し、潜在的な危険有害性について警告するための語句。現在「危険J」と「警告」の2種類がある。
危険有害性情報	「極めて引火性の高い液体および蒸気」、「引火性液体J」、「飲み込むと生命に危険」、「飲み込むと有毒J」などの危険有害性の性質と該当する場合はその程度を示す語句。
注意書き	事故予防対策、応急措置、保管方法、廃棄方法などを指示する語句。
化学品の名称	化学品の名称又は一般名。 (SDSの化学名は一般名の記載と一致させる。輸送関連法規が適用される場合は、国連品名も記載する。)
供給者を特定する情報	化学品の製造業者名文は供給者名。 (所在地、電話番号を記載することが望ましい。緊急連絡先を記載してもよい。)
その他、国内法令によって表示が求められる事項	安衛法、毒劇法、高圧ガス保安法などの表示義務がある。

詳細は、GHSに対応した産業ガスの分類・表示・SDSガイドブック（JIMGA-T-S/65/15）をご参照ください。

以上